

ながおか

市議会だより

No.132

2001.7.25



長岡まつりに向け、ただ今練習中!

～7月10日・才津小学校で～

——6月定例会——

正・副議長改選される (P2)

市政の内容を聞く (P3～9)

常任・特別委員会などの
委員がかわりました (P10)

新議長に矢野議員 副議長に伊部議員

六月定例会は、六月十九日から二十八日まで
の十日間の会期で開かれました。

この定例会では、正副議長、監査委員、常任
委員会委員、特別委員会委員、議会運営委員会
委員の改選を行ったほか、九人の議員が市政に
対する一般質問を行いました。また、市長提出
議案十五件、議員提出の意見書四件、請願六件
を審査し、それぞれ掲載のとおり決まりました
(各委員会委員は十ページをご覧ください)。



▲議長
矢野 一夫



▲副議長
伊部 昌一



◀監査委員
(議会選出)
土田九二男

6月定例会で決まった案件

●議員が提出したもの

<意見書>

- ・道路特定財源に関する意見書
- ・就学援助制度に関する意見書
- ・30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書
- ・へき地級地見直しに関する意見書

●市長が提出したもの

<一部改正された条例>

- ・児童館設置条例 (黒条児童館の新設)
- ・市営住宅条例
(柿田地木造平家建住宅3戸のうち1戸を除却)

<補正予算>

- ・13年度一般会計
 - ・国民健康保険特別会計
 - ・下水道特別会計
 - ・老人保健特別会計
 - ・介護保険特別会計

<専決処分>

- ・12年度一般会計補正予算など6件

<契約の締結>

- ・大島2号雨水幹線バイパス管渠築造工事

<財産の取得>

- ・水槽付消防ポンプ自動車

<人事>

- ・監査委員の選任
- ・人権擁護委員の推薦

<その他>

- ・町の区域の変更
- ・市道路線の認定、変更及び廃止
- ・新潟県消防団員等公債組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更

人権擁護委員の 推薦に同意

六月二十八日の本会議で、次
の方を推薦することに同意しま
した。

▼人権擁護委員

穂苅 實 (新任)

山田三丁目三番三二号

佐藤 鉄雄 (新任)

宮内六丁目一番三号



市議会議長会 永年在職議員を表彰

全国及び北信越市議会議長会から、永年にわたり
市政発展に尽くした功績が認められ、次の議
員が表彰されました。

●議員在職30年以上

佐藤 秀雄

●議員在職10年以上

池田 新一 五十嵐清光 大地 正幸
小山 忠 近藤 唯一 小熊 正志

詳しくは 会議録を

本会議、委員会の会議
録は、市役所の議会図書
室、市民情報ラウンジ、
情報公開コーナー、各市
立図書館、公民館に備え
てありますので、ご覧く
ださい。

なお、六月定例会の会
議録は、八月下旬に出来
上がる予定です。

市政の内容を聞く



3～9ページは、6月19、20日に開かれた
本会議での一般質問と答弁をまとめました。

9人の議員が 一般質問を行いました

- 五十嵐 清光**
・県営屋内プール建設について
・固定ステージの設置について
・病後児保育の実施について
- 五井 文雄**
・市町村合併の取り組みについて
- 藤田 芳雄**
・川西地区における総合体育館の建設について
・子育て支援事業について
- 笠井 則雄**
・市町村合併について
・市職員のサービス残業について
- 小林 成治**
・市政の諸課題について
- 竹島 良子**
・教育問題について
・医療、介護問題について
- 石橋 幸男**
・信濃川河川敷問題について
・農業問題について
- 酒井 正春**
・県営プール建設予定地について
- 田中 誠一郎**
・新たな行財政改善への取り組みについて
・地方分権時代における長岡市の人事行政のあり方について
・「聖域なき構造改革」下における長岡市の財政運営について
・まちの駅「長岡市民センター（仮称）」について

県の合併パターンに 対する考えは

問 二月に、長岡広域市町村圏を三分割する合併パターンが県から発表され、それに基づき知事市町村長会議や市町村合併促進説明会が開催されたが、市長の率直な感想は。

答 圏域十三市町村長の合併への取り組み姿勢にはかなりの温度差があるというのが実感です。県の合併パターンとは別に独自のパターンを模索する首長がいる一方、合併の必要性そのものに疑問を呈する首長もいます。しかしながら、総じて周辺市町村では、首長、議会、住民

の各層において徐々に合併議論が活発化しつつあるのではないかと考えています。

問 県の合併パターンにこだわることなく、独自の合併パターンを打ち出しているかどうか。

答 首長同士が合併について了解しても、すぐにできるというものではなく、首長、議会、住民が三位一体となることが何よりも必要です。合併への機運が高まっているところがあれば、そういうところから取り組んでいくという趣旨については、現実的な提案だと理解しています

が、今の段階では共通データベースなどをつくって冷静な議論を積み重ねていくことが大切ではないかと考えています。

合併後の影響は

問 市町村合併を行った場合、地方交付税は十年後に減少し、合併前と比べ半程度になると言われているがどうか。

答 平成十一年の合併特例法の改正により、合併後の十年間について国は特例として合併前の区域で算定される地方交付税額の合算額を保障し、その後五年間については段階的に増加額を縮減するとしています。地方交付税制度のあり方については、どのように見直しがされるのか、

今のところ全くわかりませんが、少なくとも現行制度のままでは立ち行かないだろうというのが一般的な見通しです。いずれにしても、国、地方を問わず、財源には限りがありますので、将来を見据えた地域のまちづくりを考えていくことが必要ではないかと考えます。

問 県の合併促進要綱によると、長岡圏で民生・教育関係職員が減り、身近な住民サービスの低下が心配されるがどうか。

答 あくまでも県の合併パターンと類似団体とを比較した推計値が元であり、住民サービスを低下させることなく規模の拡大によって組織や職員体制の効率化を図るということは十分可能であると考えています。

県営屋内プール 建設予定地の変更を

問 悠久山地区を予定している県営屋内プールの建設地については、一部地権者の了解が得られず、当初予定していた場所より南側に移動した。このメリットとして、既存施設と一体的に利用できるがあるが、利用者からすると距離があり、気軽に行き来できないと思うがどうか。

答 既存施設との一体的な利用については、隣接する既存施設が国体開催時に必要となる練習用プール、駐車場、テント村などのスペースとして、効率的に利用できるという考え方です。今回の予定地変更については、道路を挟むものの、あくまでも悠久山公園に隣接していますので、当初案とそれほど変わるものではないと思います。

問 悠久山野球場を取り壊し、そこにプールを誘致し、アクアゾーンとして一体的に利用できる施設にしてはどうか。

答 国体開催までのスケジュールを考えると、野球場をすぐにも取り壊す必要がありますが、ほかに野球場を建設するには最短でも四、五年の期間が必要と

なりますので、その間市内に野球場がない状態となります。さらに、現在の野球場の位置は、悠久山公園の参道に隣接した場所であり、高さ二十数メートルの巨大な施設を建設することは、公園の景観を阻害することにもなり、建設地としては適さないと考えています。

ネオトピア長岡 第2ゾーンに建設を

問 財政的な理由により、県営屋内プールの建設候補地が長岡操車場跡地から悠久山地区へ変更されたが、ネオトピア長岡第二ゾーンに建設すれば用地費がかからないと思うがどうか。

答 ネオトピア長岡第二ゾーンは、平成十一年度から十七年度までの七年間で佐藤工業㈱から分割寄附を受ける土地です。確かに用地費は無料ですが、悠久山地区は水泳関係者からの強い要望があること、多くの市民が利用しやすい土地であること、さらに県の基幹施設としてほしいという環境整備をしてほしいと

いう県の意向からしても、この地区への県営プール誘致は困難と考えています。

川西地区に 総合体育館の建設を

問 川東地区には市民体育館をはじめ三カ所の体育館があるが、川西地区には残念ながらもまだ一カ所も建設されていない。地域住民の利便性やサービスの公平からしても、川西地区に総合体育館の建設が強く叫ばれているがどうか。

答 体育館の建設については、昭和五十九年に北部体育館、さらに新長岡発展計画に基づき、平成元年に市民体育館、四年に南部体育館がそれぞれ竣工しています。第二次新長岡発展計画では、市民の要望を踏まえ、また地域的な配置バランスを考慮し、川西地区に体育館の建設を計画しています。後期基本計画では設計・

用地取得を行うことになっていきますので、計画に沿って積極的に推進したいと考えています。

問 体育館を設計する際、障害者だけでなく、高齢者や子供にとっても快適で使いやすい施設となるようにしてもらいたいがどうか。

市民センター開設後の 運営の考え方は

問 十月に長岡市民センター(仮称)が開設されるが、基本的な考え方は。

答 長岡市民センターの出発点は市民からの意見であり、運転免許を持たない市民からの要望にこたえらるとともに、行政サービスの向上させ、市民の交流の場所をつくるのが第一の目的です。このセンターは、最初から完成されたものである必要はなく、市民の意見を聞きながら、中身の成長に応じて充実させていく施設であると位置付けています。そして、出会いと交流の場として全国に設置が進められている「まちの駅」として大きく育ってほしいと考えています。

問 将来的に何を期待しているのか。

答 近年の公共施設はバリアフリーを前提に建設されていますので、設計については、高齢者、障害者や子供と一緒に楽しむ、安心して使える施設になるよう、ユニバーサルデザインを取り入れていきたいと考えています。

答 行政主導型ではなく、市民力を結集した施設を目指していますので、市民みずから知恵を出し、汗をかいてさまざまな分野の市民のための施設にしていきたいと思っています。また、この施設で育った運営のソフトをその他の施設にも反映させていきたいと考えています。



10月にオープンする
長岡市民センター

子育てサポート事業 早急な見直しを

問 当市の子育てサポート事業は、単なる紹介業務であって、よりきめ細かなあつせん業務となっていないため、子供を預ける人、預かってくれる人双方とも不安で、利用数が伸びていない。この課題を早急に見直す必要があると思うがどうか。

答 当市の子育てサポート事業は、平成十年から宮内保育所の地域子育て支援センター事業の中で、ファミリーサポートセンター事業の試行として実施しているもので、本格実施している上越市とは単純比較はできませんが、この試行を通じて本格実施に向けて研究しているところです。

病後児保育の実施を

問 働しながら子育てをしているお母さんを支援することが急がれていることから、第二次新長岡発展計画後期基本計画にある病後児保育の実施を前倒しして、長岡市民センターと来年四月に統廃合される木の芽保育所跡に開設してはどうか。

答 病気回復期における保育である乳幼児健康支援一時預かり事業へのニーズは高く、早期に取り組まなければならない課題であると考えています。

設置場所については川東、川西それぞれに一カ所という具体的な提案ですが、提案の場所を含め、また医療機関との連携など総合的な観点から、現在鋭意研究しているところであります。



すべての小・中学校に 固定ステージを

問 現在、市内の小・中学校のうち、屋内運動場に固定ステージがない学校は、小学校七校、中学校十校であり、このことは学校教育の機会均等の精神から問題である。すべての小・中学校に固定ステージを設置する必要があると思うがどうか。

答 子供たちの豊かな心を育て、情操を高めるために、学芸会や音楽会などの発表活動は大切であり、その発表の場としてのステージの必要性は十分に認識しています。

ステージについては、第二次新長岡発展計画後期基本計画の中で、教育環境の整備項目の一つとして位置付けており、ステージ未設置校については、屋内運動場の改造に合わせてステージを増築設置することが効率的ではないかと考えています。

問 ほとんどの学校で児童・生徒数が減少しているため、屋内運動場を拡張しなくても固定ステージを設置できると思うがどうか。

答 冬期間に屋外のグラウンドが使用できないため、子供た

ちの活動が屋内運動場に限定されてしまうことや、地域への開放を考えたとき、屋内運動場の面積を現在よりも狭くしたくないという考えで整備をしてみました。

しかし、児童・生徒が減少している実態もありますので、学校によっては屋内運動場内に設置できるかどうかも含め、検討したいと思っています。

なぜ自衛隊体験学習を 実施したのか

問 平成十一、十二年度の二カ年で、当市の中学校三校が自衛隊で職場体験を実施したが、生徒が希望したからとは言え、計画する際に教育上の配慮が必要だったのではないかと考えています。

答 数多くある職業の中から自衛官を職業調べの一つとして生徒が自主的に選び、自衛官がどういう仕事をしているのかを知りたいという希望を生かした結果であると認識しています。教育上の配慮については、望

ましい職業観、勤労観の形成をねらいとして実施されるものであり、自衛隊の訪問に限らず、すべての訪問先についてねらいに沿った訪問となるよう事前・事後指導を通して適切に行わなければならないと考えています。

問 非核平和都市を宣言している当市として、教師や児童・生徒に対し、平和についての意識づけが必要だと思いませんか。

答 当市は県内唯一の戦災都市であり、非核平和都市宣言を行ったことに市民の願いが凝縮されており、復興を成し遂げた現在も、平和を希求する精神は忘れてはならないことであると考えています。

学校での平和教育については、市として独自に作成している社会科副読本「私たちのまち長岡」の内容に、戦災の状況などを記述することや、八月一日の平和祈願祭に各学校の代表児童・生徒が参加すること、広島のと式典へ子供たちを派遣することなどを通して、戦争の悲惨さや平和の大切さを学ぶ機会にしています。

今後も、県内唯一の戦災都市であることを踏まえ、平和への願いを受け継ぐべく平和教育の推進に努めたいと考えています。

国会三原則と覚書 位置付けをどう考える

問 先の国会で、扇国土交通大臣は千秋が原南半分については「昭和五十年十月に三木元総理が参議院予算委員会で答弁した国会三原則を具体化したのが、昭和五十二年に長岡市と室町産業との間で締結された覚書」と答弁し、国会三原則と覚書は一体であるとしている。

市長は、国会三原則と覚書の位置付けについて、どう考えているのか。

答 三木元総理の答弁は、国が河川敷の廃川敷処分を行う以前のもので、廃川敷処分を行う国の立場として、基本的な考え方を言ったものと理解しています。この答弁を十分念頭に入れて、当時の小林市長が知恵を絞って命がけで北半分を長岡市に提供させ、その代わり南半分は民間が利用することを取り決めたのが覚書です。



千秋が原南半分（平成12年7月撮影）

そういう経緯から、国会三原則の趣旨は、この覚書に引き継がれ、三原則の趣旨を具体化したものが覚書であると考えています。

問 長岡赤十字病院が土地所有者である室町産業と高額な売買価格で契約を締結する際、当市が仲介役を果たさなかったことは非常に残念である。今後の土地売買については、あくまでも国会三原則と覚書を遵守すべきだと思いませんか。

答 覚書には、南半分についての土地売買、賃貸などに関する記述はまったくありません。これは、覚書により南半分の土地を民間が利用すると決めた以上、当市は土地利用計画については協議を受けるが、土地の売買などについては関知しないと判断したものと思われれます。

介護保険制度 低所得者の負担軽減を

問 介護保険制度がスタートし、四月で一年を迎えた。国や県はおおむね順調な滑り出しと中間総括しているが、当市ではどのように評価し、また課題をどのように把握しているのか。

答 これまで、スムーズな制度移行、円滑なサービス提供を基本として介護保険の運営に努めてきましたが、幸い大きなトラブルもなく、おおむね順調に推移しています。介護サービス利用状況については、介護保険開始前と比べ、在宅介護サービス、施設サービスとも増加しており、高齢者を社会全体で支えるという介護保険制度の所期の目的が達成されつつあると思っています。

一方、当初見込みよりも施設入所者が多い反面、在宅介護の利用の伸びが比較的少ないことから、在宅介護の体制整備と質の向上を図ることが必要と考えています。

問 十月から介護保険料の満額徴収が始まるが、これまでも自己負担が重いため、サービスの利用を控える人がいると聞いています。

ているので、低所得者の負担軽減を図る必要があると思うがどうか。

答 一般的に考えれば、低所得者層に限らず、保険料を納めている多くの高齢者が負担増の感覚を持つのではないかと思います。このため、保険料を納めている高齢者の理解をいただくことが大切ですので、市政だけでなく周知するとともに、納付相談の強化に努めていきます。低所得者に対しては現在、各種の軽減対策を講じていますが、保険料のさらなる負担軽減については、国の施策として実施されるのが基本と考えていますので、国の動向を注視したいと考えています。



介護保険課の相談窓口（市役所2階）

国保料 納付意思のある人には 医療受診の配慮を

問 国民健康保険法改正により、国民健康保険料を滞納し、納付期限から一年後までに納付しない場合には、被保険者証に代えて、資格証明書が交付される。保険料を納付する意思があるのに納付できないために、必要な医療を受けたくても受けられないことのないよう、配慮が必要だと思いませんか。

答 資格証明書の交付は、滞納者対策の一つとして考えており、交付自体が目的ではなく、交付によって滞納者との接触の機会をより多く設け、きめ細かな納付相談や滞納指導を通じて保険料納付への理解を図っていきたく考えています。

したがって、資格証明書の交付に当たっては、保険料滞納者に対して機械的に交付するのではなく、短期被保険者証の活用や納付意思のある人については分割納付の方法を考慮するなど、対象世帯の実態把握に努め、できるだけ資格証明書の交付を抑制するよう対応したいと思います。



より広範な

民間委託の導入を

問 これまで市直営で行ってきた業務の枠を取り払い、より広範な民間への業務委託の導入を検討する時期にきていると認識しているがどうか。

答 民間委託については、コスト削減の手段としてだけではなく、市民や企業の知恵、技術を生かす最も有効な手段としてとらえ、より広範な分野での展開を検討していきたいと考えています。また、現在検討しているPFIの試みもその一つの形態です。このような観点から民間委託を拡大していくことが求められていると思います。

問 一昨年から全庁的に取り組んでいる事務事業評価システムの評価表が公表されているが、これをどうやって市政に反映するのが大切である。公表されているこの時期を好機ととらえ、生かしてほしいがどうか。

答 事務事業評価は、担当職員みずからの仕事を客観的指標に基づき評価し、事務事業を改善するために導入したものです。指摘のように、この事務事業評価を市民のための行財政改善に

活用することが重要ですので、広く市民の意見を聞きながら、行財政改善推進計画の策定のための資料として活用したいと考えています。

国に頼らない 財政運営を

問 国は、地方は国庫補助金、地方交付税に頼らず、地方みずからが財源を探し、確保すべきであると示しているが、当市は今後の財政運営をどのように考えているのか。

答 第二次新長岡発展計画後期基本計画の基本姿勢で「行財政改革の貫徹」を掲げ、市債を減らすことをはじめ、事業の見直しや効率化、人件費の抑制などによる経費の節減などを進め、歳出の節減に努めることとしていきます。

また、税収や地方交付税の増収が今後期待できない中、市が保有している未利用地などの普通財産の処分や受益者負担の適正化などにより、財源を確保して財政基盤の強化を図ることが、

今後の財政運営の課題であると考えています。

市職員のサービス残業に対する考えは

問 労働基準法では、時間外勤務の割増し賃金を支払わなかった場合、六カ月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処することとなっている。サービス残業が懲役を含む重い罰則規定で禁止されていることを承知しているのか。

答 労働基準法は最低限保障されるべき労働条件の基準を定めたものであり、これが遵守されなかった場合、使用者に対して罰則をもつて臨むことが規定されていることは十分承知しています。

したがって、公務職場においてもこのことを十分留意して、適法な労務管理を行っていかなければならぬと考えています。

問 平成十一年十一月、長岡

市職員労働組合が実施したアンケートでは、多くの職員が何らかのサービス残業をしたと答えているが、当市でもサービス残業が存在するのではないか。

答 公務職場における時間外勤務は本来、所属長の命令や承認によって行われるのが原則であり、当市においてもこの原則に沿っています。アンケートでのサービス残業の定義が必ずしも明確ではありませんが、サービス残業が、所属長が命じた時間外勤務に対して手当が支給されていないことを指しているとすれば、それは労働基準法にも抵触する内容であり、当市ではそういうことはないと考えています。所属長の命令や承認なしに個人の判断で時間外に勤務を行った場合は、たとえそれが職員の善意に基づく自主的なものであったとしても、これを時間外勤務として認めることはできません。

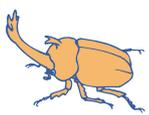
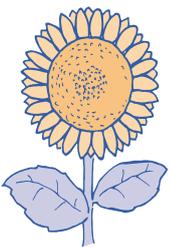
これまで所属長及び職員に対し、この遵守を喚起してきましたが、今後も徹底していききたいと考えています。

能力・実績を 重視した人事を

問 国では、すでに年功序列的人事管理から能力・実績を重視した人事管理への転換を打ち出しているが、地方分権時代の到来を迎える中、当市では人事管理をどう進めていくのか。

答 年功序列的な昇任や終身雇用を前提としたこれまでの倫理観や意識の高揚に寄与した時代は過去のものとなりつつあるという認識を持っています。成長の時代とは異なり、給与や昇任はますます厳しいものに変化しており、分権時代に対応する職員一人ひとりに求められる能力もより高度化、専門化しています。従来どおりの年功的要素を重視した人事制度では、職員の士気は低下し、組織も衰退することが懸念されます。

したがって、能力・実績を適切に給与や昇任に反映するとともに、それらを含めて人を育てる人事制度をいかに構築し、有為な人材を育成していくかが人事管理の課題であり、人事政策の目標ではないかと考えています。



電子市役所 早急に推進を

【問】 I T (情報技術) の急速な進展に伴い、地域内の医療機関や保健センターなどを利用した人の情報をデータベース化する地域保健医療情報システムや、公共工事の電子発注契約システムの導入などが全国の地方自治体で取り組まれている。行政の効率化、住民サービスの向上などの観点から、当市でも早急に推進する必要があると思うがどうか。

【答】 国では、電子政府の実現に向け、平成十五年度までに申請手続などがインターネットを通じて行えるようにすることを目標に施策を展開しており、当市でも電子市役所の実現は早急に取り組まなければならない課題であると考えています。

よい物をより安くを基本とし、業者間の競争を促進する電子発注契約システムは、入札や契約手段をすべてインターネットを通じて行うものであり、平成十六年度から本格的に導入したいと考えています。

申請、届け出などの手続の電子化については、電子市役所の



市役所本庁

大きな柱になるわけですが、その実現には、申請者が発信した文書が本人によってなされたものかどうかを確認するための認証基盤を構築する必要がありますので、必要な準備を進めていきたいと考えています。

なお、申請用紙などをインターネットで入手できるようにすることは認証基盤とは関係なく可能であり、当市でも一部行っていますので、できるだけ早期にすべての申請用紙がインターネットにより提供できるように、全庁的に取り組んでいきたいと考えています。

市民の声を県政、国政に

意見書を提出

道路特定財源の存続を

道路特定財源に関する意見書

《要旨》 当市においては、雪や災害に強い道路の整備、長岡東西道路の整備推進等が強く望まれています。一方、政府では「聖域なき構造改革」の一環として、道路特定財源の使途の見直しや一般財源化の検討が行われていますが、このことは自動車利用者が負担する税を道路整備に充てる受益者負担の原則に反し、道路整備の推進を阻害するものであります。

よって、地方における道路整備の必要性和重要性を深く認識し、道路特定財源の見直しに当たっては、十分検討されるよう、強く要望します。

就学援助に対する支援策の拡充を

就学援助制度に関する意見書

《要旨》 経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、市町村が必要な援助を行う就学援助制度は、国が実施主体である市町村に対して係る費用の2分の1を補助することとなっています。しかし、国は要保護・準要保護児童・生徒が年々増大する中、市町村負担を増大させ、制度の安定的な実施を困難にしています。

よって、就学援助への国の補助を事業費ベースの2分の1に引き上げるとともに、準要保護基準の引き上げや所得による明定化など、認定基準について市町村の裁量権を今後とも尊重することを要望します。

次の4件の意見書を、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁及び国会に提出し、その実現を要請しました。

弾力的な教職員の加配を

30人以下学級の実現と義務教育費

国庫負担制度の堅持等に関する意見書

《要旨》 今、一人ひとりの子供へのきめ細かな教育が求められており、30人以下学級の実現と子供たちの学びに応じた多様な学習が可能となる教職員配置が不可欠であります。一方、国では長年にわたり学校事務職員、栄養職員の人件費等を義務教育費国庫負担制度から除外しようとしてきており、この制度の存続さえ危ぶまれています。

よって、いじめ、不登校や子供の発達段階を考慮した弾力的な教職員加配を行うとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持することなどを要望します。

へき地校の実情にあった見直しを

へき地級地見直しに関する意見書

《要旨》 へき地校の級地指定見直しは6年ごとに行われていますが、見直しの年に当たる今年、多くのへき地校が級地引き下げとなることが危惧されています。一方、へき地をめぐる教育環境は、人口減少や情報及び文化的施設等の大都市集中化により厳しくなっており、都市部との相対的へき地性が一層拡大する中での現行級地の引き下げは、教育の機会均等の趣旨にも反することになります。

よって、へき地教育の振興と教職員の確保などから、へき地の実情を考慮し、今回の見直しによって級地が下げられないよう、要望します。



— お知らせ —

9月定例会から
エフエム
FMながおかと
長岡ケーブルテレビで
本会議のようすを
放送します

農家の経営安定化を 図れ

問 これまでにも、稲作や野菜生産農家の経営安定化を図るため、全国とも補償制度に対する上乘せや、県の生産調整の緊

問 当市の農家一戸当たりの生産農業所得は、市民一人当たりの個人所得に満たなく、農業就業人口も六十五歳以上が過半数を超えているなど、農業を取り巻く情勢は大変厳しい。自治体が農家の経営安定化を図る役割は非常に大きいと思うがどうか。

答 これまでにも、稲作や野菜生産農家の経営安定化を図るため、全国とも補償制度に対する上乘せや、県の生産調整の緊

急拡大分に対する助成、野菜価格安定対策事業などの諸施策の重点的な実施に努めてきました。また、農業・農村活性化構想に基づき、やる気型経営体や農業生産組織など担い手の育成、土地盤整備や共同利用機械・施設の導入による高生産、低コスト農業の推進など、地域の特性に応じた持続的な営農体制づくりを進めているところです。

なお、現在国では食料・農業・農村基本法に基づく新たな農業経営所得安定対策について検討を行っているところですが、この制度が農家にとって意欲の持てる仕組みとなることを期待しています。

当市としては、今後国、県の動きを見ながら、必要に応じて対策を検討したいと考えています。



みなさんからの

請願・陳情

六月定例会に提出された請願は六件、陳情は三件で、それぞれ次のとおり決まりました。なお、陳情については審査せず、本会議に報告されます。

請願

採択されたもの

▼三十人以下学級の実現をはじめとする教職員定数増、義務教育費国庫負担制度の現行維持等に関する請願

新潟県教職員組合長岡支部執行委員長
桑山 明夫

▼へき地級地見直しに関する請願

新潟県教職員組合長岡支部執行委員長
桑山 明夫

▼一部訂正及び一部削除の申し出を承認し採択されたもの

▼就学援助制度の国の補助に関する請願

長岡生活と健康を守る
会会長 結城熊太郎

不採択となったもの

▼消費税の増税反対と税率の三％への引き下げに関する請願

消費税廃止長岡各界連絡会代表 小菅 悌治

▼緊急地域雇用特別交付金事業の改善・継続と緊急の就労事業に関する請願

全日本建設交通一般労働組合新潟県本部執行委員長 杉崎 雄喜

撤回を承認されたもの

▼NPOの活動を促進する税制支援措置に関する請願

特定非営利活動法人長岡献血友の会理事長 佐藤 守

陳情

報告されたもの

▼高齢者センターふそき周辺の早期土地利用に関する陳情

富曾亀地区連合町内会長 川瀬 佐俊ほか

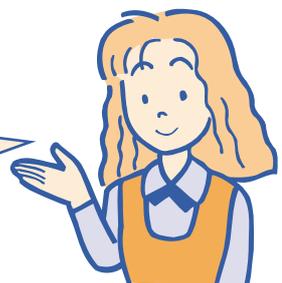
▼雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政の充実強化に関する陳情

全労働省労働組合新潟

▼公正・公平な教科書採択に関する陳情

支部長岡基準分会分会
長 加茂 昌義ほか
長岡平和センター議長
前田 清史

請願書は、いつでも受け付けていますが、定例会招集日の5日前までに提出されたものがその定例会で審査されることになっています。締め切りを過ぎてから提出されたものは、次の定例会で審査することになりますので、お早めにお出してください。



常任・特別委員会などの 委員がかわりました

6月定例会で、各委員会の委員が次のとおり改選されましたので、ご紹介します。

常任委員会と議会運営委員会の委員の任期は1年と決められています。また、特別委員会の委員は、議会の申し合わせにより、2年ごとに改選を行っています。



▲文教社会委員会で（6月21日）

常任委員会

総務委員会	◎五井文雄 ○藤田芳雄 ○笠井則雄 ○山田保一郎 ○小熊正志 ○伊部昌一 ○細山隆朋 ○土田九二男
文教社会委員会	◎齋藤博 ○酒井正春 ○竹島良子 ○加藤一康 ○大地正幸 ○小坂井和夫 ○櫻井守 ○小林成治
産業環境委員会	◎石橋幸男 ○勢能節朗 ○関貴志 ○家老洋 ○五十嵐清光 ○小山忠 ○横山益郎 ○佐藤秀雄
建設委員会	◎池田新一 ○高野正義 ○近藤唯一 ○恩田正夫 ○大野肇 ○田中誠一郎 ○小林善雄 ○早川甚松

特別委員会

克雪・防災対策特別委員会	◎加藤一康 ○近藤唯一 ○藤田芳雄 ○家老洋 ○小熊正志 ○櫻井守 ○小林成治 ○佐藤秀雄
長岡ニュータウン建設促進特別委員会	◎五十嵐清光 ○細山隆朋 ○関貴志 ○竹島良子 ○五井文雄 ○池田新一 ○大地正幸 ○齋藤博
長岡東西道路整備推進特別委員会	◎早川甚松 ○山田保一郎 ○笠井則雄 ○勢能節朗 ○恩田正夫 ○伊部昌一 ○大野肇 ○土田九二男
拠点都市地域整備促進特別委員会	◎小山忠 ○高野正義 ○酒井正春 ○石橋幸男 ○小坂井和夫 ○田中誠一郎 ○小林善雄 ○横山益郎

議会運営委員会

議会運営委員会	◎大地正幸 ○加藤一康 ○高野正義 ○家老洋 ○石橋幸男 ○山田保一郎 ○小山忠 ○小坂井和夫 ○小林善雄
---------	---

◎委員長 ○副委員長

議会 日誌

4 長岡東西道路整備推進特別委員会 拠点都市地域整備促進特別委員会 議員協議会	5・18 議会運営委員会 克雪・防災対策特別委員会	6・1 長岡ニュータウン建設促進特別委員会 長岡東西道路整備推進特別委員会 産業環境委員会 建設委員会	6・15 議会運営委員会 6月定例会本会議（招集日） 総務委員会 文教社会委員会 産業環境委員会 建設委員会
7・10 産業環境委員会現地視察 進特別委員会 拠点都市地域整備促進特別委員会 建設委員会現地視察	8・13 建設委員会現地視察	9・20 6月定例会本会議（最終日） 建設委員会 克雪・防災対策特別委員会 長岡ニュータウン建設促進特別委員会 長岡東西道路整備推進特別委員会 建設委員会 総務委員会 議会運営委員会	10・28 議会運営委員会